

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 寄居町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	9	7,700	13	7,700	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	4	15,900	11	14,000	0	1,900
1	80	キシレン	4	1	151,700	3	49,800	0	101,900
1	83	クメン	1	9	1,100	20	1,100	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	2,500	14	2,500	0	0
1	207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1	9	720	23	720	0	0
1	239	有機スズ化合物	1	9	2,100	15	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	1	119,000	5	44,800	0	74,200
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	4	8,500	12	6,200	0	2,300
1	300	トルエン	2	4	322,000	2	82,000	0	240,000
1	302	ナフタレン	1	9	650	25	650	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	9	1,000	21	1,000	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	9	1,900	18	1,900	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	4	111,000	6	23,000	0	88,000
1	400	ベンゼン	2	4	19,600	10	4,600	0	15,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	9	900	22	900	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	9	2,100	15	2,100	0	0
1	413	無水フタル酸	1	9	660	24	660	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	9	520	27	520	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	9	1,600	19	1,600	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	3	3	126,900	4	16,900	110,000	0
3	3	イソオクタン	1	9	25,000	9	25,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	9	410,000	1	410,000	0	0
3	17	ジメチルアミノエタノール	1	9	540	26	540	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	9	31,000	8	31,000	0	0
3	35	メタノール	1	9	2,100	15	2,100	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	9	59,000	7	59,000	0	0
		合計	—	—	1,425,690	—	792,390	110,000	523,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。